

令和6年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	聖保育園第二
経営主体(法人等)	特定非営利活動法人 ノエル
対象サービス	認可保育所
設立年月日	平成29年4月1日
定員(在園人数)	49名(43名)
事業所住所等	神奈川県横浜市港北区大倉山1-11-8 電話番号 /045-542-7375
職員数	常勤職員 10名 ・ 非常勤職員 6名
評価実施年月日	令和6年11月14日・15日
第三者評価受審回数	1回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間：令和6年8月26日～令和6年9月20日
評価方法	複数のグループに分け、グループごとに集計したものを集約し、園長・主任がまとめた。
利用者調査	期間：令和6年10月11日 ～ 令和6年10月18日 利用者(保護者)アンケートを実施

<理念>

天主さまの頭をなでることはできません。しかし、幼な子の頭をなでることはできます。

天主さまに水をのみすことはできません。しかし、旅人に水を差しあげることができます。それが天主さまを愛することです。

天主さまを愛すると口で言うよりも目の前にいる人に親切にすることが天主さまをほんとうに愛する人の道です。

<基本方針>

1. 保育所保育指針を柱としたバランスの良い保育。
2. 子どものことを第一に考え、地域のニーズに合った保育。
3. 創造性を育み、子どもの明るい将来へと繋げる保育。
4. 小学校への入学をスムーズに行えるよう配慮したカリキュラムづくり。
5. 食育を通じ、心身ともに健康な身体づくり。
6. 障がい児を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの気持ちを育てる。
7. 外国籍の子どもを積極的に受け入れ、国際的な感覚を身に付ける。
8. 保護者や地域とのコミュニケーションを大切に環境づくり。

<保育目標>

1. 正しい生活習慣を身に付ける。
2. 優しい心と思いやりの心を育み、友だちと上手に遊べるようになる。
3. 善悪の判断ができるようになる。
4. 人に迷惑をかけないようになる。
5. リーダーシップをとれるようになる。
6. 限られた資源を大切に作る心を持つ。

<聖保育園第二の特徴的な取組>

- 英語・体操・絵画造形・幼児等の教室を専門講師に依頼している
- カリキュラムの作成
- 研修等への積極的な参加

《総合評価》

【聖保育園第二の概要】

●聖保育園第二（以下、当園という。）は、特定非営利活動法人ノエル（以下、法人という。）が運営する認可保育園です。法人は、当園の他、近隣で聖保育園本園・分園を運営しています。法人名ノエルは、ラテン語で「誕生日（生まれる）」の意味です。創設者夫妻がキリスト教徒であり、パウロ永井隆博士の言葉『目の前に困っている人がいたら、すっと手を差し伸べる。』を引用した保育理念になっており、その言葉に沿った保育を実践しています。外国籍の子どもや障がいがある子ども、援助が必要な子ども等、みんな同じように積極的に受入れ、一人ひとりの明るい未来を創る保育を実践しています。また、キリスト教を根幹に据えながら、あらゆる宗教を否定しないスタンスで保育を行っています。

●本園は、東急東横線「大倉山駅」より区役所、保健センター方面へ徒歩1分の駅近保育園です。線路を挟んで西側商店街の並びに聖保育園、東側住宅地内に当園が位置しています。園周辺は、集合住宅、地元商店街、商業施設等が混在していますが、一步路地を入ると静かな住宅地となっています。園舎は、木々、花々に囲まれ白い壁と扉の入口が印象的な建物であり、しっかりした重量鉄骨造2階建てに広い屋上園庭を有しています。周辺には、自然を生かした公園や、大小様々な公園が点在し、散歩や戸外活動で季節を楽しんでいます。

●本園の8項目の保育方針を集約すれば「心と身体の自立を促す保育」であり、子どもを第一に考えたカリキュラムで子どもの未来へつなげる保育と言えます。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために「体力」・「豊かな心」・「学力」の3つをバランス良く育み、子どもたちの将来へつなげる保育を実践しています。また、横浜市中で唯一、幼稚園に準じたカリキュラムを使用し、2歳、3歳～5歳児に英語・体操・絵画造形・幼児教室を専門講師から無料で教えてもらえる「本物」の取組が本園の特徴の1つです。また、様々な体験から子どもの「食」の興味を引き出す保育を行い、食育を通じて心身共に健康な体作りを取組んでいます。

《特長や今後期待される点》

1. 【子どもを尊重し一人ひとりを大切にした保育】

パウロ永井隆博士の言葉『目の前に困っている人がいたら、ずっと手を差し伸べる』を引用した保育理念に沿い、子ども一人ひとりを大切にした保育を実践しています。外国籍の子どもや障がいがある子ども、援助が必要な子ども等、みんな同じように積極的に受入れ、一人ひとりの明るい未来を創る保育を実践しています。保育理念や保育指針を基に、子どもを尊重した保育を実施するために6項目の保育目標を明示して、基本的人権を尊重し、性差・人種・文化等に関する先入観を排して互いを尊重する心を育てる保育を全職員で実践しています。また、1歳児と2歳児、3歳～5歳児と一緒に活動している他、朝夕の合同保育や散歩等、異年齢で過ごす時間を多く設けています。自然と触れ合う機会が多く、散歩時には地域の方と挨拶することで交流を図り、交通ルールを学ぶ等の経験ができています。園長のリーダーシップで職員会議・毎日の申し送り会議で密にコミュニケーションが図られていますが、引き続き、全職員の連携が図られることを期待します。

2. 【子どもを第一に考えたカリキュラム】

「子どもたちの将来へつなげる保育」の一環として、専門講師から受ける英語・体操・絵画造形、幼児教室等の教室は、子どもたちが全員参加できるよう無償で提供し、2歳児から本物に触れ、3歳児からは幼児教室もあり、子どもたちの楽しみ、保護者の喜びの時間になっています。また、小学校以降の生活に見通しが持てるよう、1日の流れの時間を意識することや、活動・準備・生活習慣等、無理のない範囲で園活動に取り入れ、自然な意識付けを養っています。5歳児は、1月から午睡をせず就学へ向けて子どもの負担とならないよう、段階を踏みながら保育を進める等、常に子どもを第一に考えたカリキュラムに加え、配慮した保育を行っています。

3. 【食育を通じて心身共に健康な体作り】

食べ物に興味を持つことや、食事の仕方・マナーを学び、食材に関心を持たせ感謝する心を育てています。給食で使用する食材に触れる機会を持ち、食べ物への関心を高めています。自園調理による季節や行事に合わせた献立を取り入れ、米・肉・魚介類・野菜等は信頼できる地元業者等から仕入れ、市販のひき肉は使わず、安全で確かな食材を厳選して安心できる食事を提供しています。また、子どもの成長に合わせた食事を提供し、楽しく食べることを大切にしながら食育に取り組んでいます。プランターでは夏野菜を育て、給食の食材にしたり、食物の成長の絵本読み聞かせ等を通じて、体を作る食の大切さや食すことの大切さを伝えています。3歳～5歳児は給食当番を設け、配膳の手伝いを行い、食後は全員が自分の食器を片付けています。毎日異なる工夫した献立は、前月に栄養士が作成し、全国の郷土料理や外国料理、七夕やクリスマス等には行事に関する食材を取り入れた献立を提供しています。

4. 【地域支援のための取組とさらなる連携】

子どもが地域の人々と交流を持つことは大切な取組テーマと考えています。地域と保育園の関わりについてはつながりを大切にし、散歩時には地域の方との挨拶は必ず行い、地域主催のイベントや行事等にできるだけ参加しています。地域に密着した情報については、第三者委員である民生委員・児童委員との意見交換や交流の場を通じて把握に努めています。また、地域資源の一つとしての立場を意識して、保育園

の専門的な知識・技術の情報を提供する等、園としてできること・やるべきことに取り組んでいます。屋上園庭解放等で保育園の存在をアピールし、在園児家庭の子育て・育児についての相談事等に耳を傾け、保護者の気持ちに寄り添えるよう努めています。引き続き、地域の子ども育成や地域コミュニティの活性化に取組まれ、地域の福祉向上のため継続的な支援活動にも取り組んでいただきたいと思います。

令和6年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設 聖保育園第二	
評価年度	令和6年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45項目）>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」 「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」 「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目（20項目）>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1- (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A	

評価の理由

理念、基本方針は法人のホームページ、パンフレット等に記載し、玄関入口に掲示する等、日々確認できるようにしています。保護者には入所前見学時や入所前説明会時（全体の 2/3 以上出席）に詳細を説明し、周知しています。保育理念は「目の前に困っている人がいたら、ずっと手を差し伸べる。」という言葉引用し、保育目標 5 項目・保育方針 8 項目を設定し、子ども一人ひとりの明るい未来を創る保育を実践しています。職員には、新任職員研修や職員会議時に理念・方針の読み合わせを行い、理解を深めています。また、職員との個別面談の機会にも理解を促し、確認しています。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	I-2- (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A	

評価の理由

社会福祉事業の動向については、全国保育協議会・横浜市や港北区・社会福祉協議会・各種園長会議等から情報収集をしています。園長が横浜市社会福祉協議会の理事として毎月の会議に出席し、地域における他園の動向や行政の動き等、様々な情報の入手にアンテナを張るようにしています。港北区とは常に連絡を取り、地域の待機児童の状況等を把握しています。法人で経営状況・保育コスト等を分析し、園長・主任会議で報告しています。保育業界の連携に関しても、園長独自のネットワークや横のつながりがあり、今後の保育に関する地図は描けると考えています。

【3】	I-2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 B	

評価の理由

経営状況や改善すべき課題については、法人理事会が年 3 回開催され、法人理事長・理事・幹事で共有され、改善に向けて取組んでいます。法人の運営に関して、方針は法人理事会で決定したものを幹部会議で示し、職員体制・人材育成等について具体的な課題や問題点の抽出をします。問題解決に向けての話し合いは、職員会議で定期的に行っていますが、これらのテーマに関する職員の関心はそれほど高くなく、周知は限定的になっています。職員体制・人材育成等の課題の解決・改善に向けた対応について組織的に取組んで行かれることを期待します。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 B	

評価の理由

法人の考えとして、理念や基本方針の実現に向けた中・長期的なビジョンを持っています。制度改革等にアンテナを張り、健全な経営が進められるようにしています。法人としては、数値目標や具体的な成果等を設定するには、法人と職員の総意がビジョンであるべきと考えており、職員一人ひとりが当園を作り上げるという気概が必要だと考えています。職員不足の為、日々の業務に追われ余裕がなく、ビジョンを意識した全職員への浸透はまだ弱く、ビジョンを計画にすることが不十分な状況です。今後、中・長期的な目標や具体的な方策を決め、実施の状況が把握できるよう取組に期待いたします。

【5】	I-3- (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
評価結果 B	

評価の理由

単年度計画は、法人として持っている中・長期計画を踏まえ、保護者との関わり・地域支援を考慮した事業計画・収支計画等を策定しています。単年度の事業計画は、収益に関係した入所児童数や職員配置・職員処遇に関わる事項です。全体的な計画及び年間指導計画では、各年齢児の年間目標・健康管理・行事計画・栄養管理・安全計画・施設管理・地域社会との連携に関する事項等、具体的に記載した内容になっています。今後、中・長期計画を踏まえた単年度の計画の実施状況の評価を組織的に実施されることを期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I-3- (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
評価結果 A	

評価の理由

事業計画は、全体的な計画及び年間指導計画で、職員等の参画や意見の集約・反映の下で策定されています。全体的な計画の中に、園として取組むべき課題が盛り込まれており、各年度の全体的な計画は、前年度末に各クラス・各係・各会議等でまとめられた1年間の活動結果・振り返り・反省点等を基に、最終的に園長が決定しています。職員への周知は年度当初の職員会議にて行い、全体的な計画と共に、当該年度の園全体の保育に対する考え方を決定しています。実施状況は予め定められた時期・手順に基づいて把握され、日々の保育の中でも確認しています。

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
評価結果 A	

評価の理由

園では事業計画に基づく全体的な計画を策定し、全体的な計画を基に年間指導計画を策定しています。また、その年間指導計画を基に各年齢児の年間計画を策定しています。春の保護者懇親会の際には事業計画を説明し、年間保育スケジュールの中で行事計画があり、その内容を保護者に説明し、クラスの掲示板にも行事計画を貼り出し、周知を図っています。行事予定については、園だよりでも内容を分かりやすく伝え、行事等への保護者の協力・参加を促しています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

評価の理由

保育の質の向上に向けて、職員の自己評価や第三者評価の受審等、組織的に取組み機能しています。年間・月間指導計画等の展開については、実証的にPDCAサイクルに基づく管理を行っています。日誌・週次計画・月次計画・年次計画等の展開をPDCAサイクルに沿って実施しています。職員は自己の年度目標を策定し、保育の振り返り・年度の反省・次年度に向けての目標等を書面に記入し、意見・評価を基に検証を行い、次年度の計画執行に生かすようにしています。今年度、2回目の福祉サービス第三者評価を受審し、その結果は全職員で共有し、課題があれば解決のための取組を行う予定でいます。

【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 A	

評価の理由

横浜市の行政監査の実施後、結果については園長より職員に報告を行っています。また、園として前項のPDCAサイクルを取り入れており、課題や改善点がある場合には職員会議に図り、情報の共有と改善策を策定しています。改善策については、毎日実施している午後（13時30分）の申し送り会議で共有するようにし、基本的には前年度の全体的な計画や年間指導計画の反省による課題の抽出及び、今年度計画への組み込みを基本としています。また、行事後に実施する保護者アンケートの分析・検討を行い、保育の質の向上に努めています。

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	Ⅱ-1- (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A	

評価の理由

園長の役割と責任については、組織図・職務分掌規程（運営規定）等に明記しており、毎年、見直し更新をしています。職員会議で、園長の責任業務である経営・管理に関する方針と取組を明確にし、職員に対して理解を図っています。園長は、運営に関する全てを把握し、その役割と権限について会議等で職員に表明しています。有事においては、非常災害対策等のマニュアルにて、園長の役割と責任について明記し、不在時の代行責任を主任・事務長が担うことを明確にし、不在時にも安定した園運営が円滑に遂行できるような体制を整えています。

【11】	Ⅱ-1- (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、園の理念・基本方針・諸規定や遵守すべき法令等を十分に理解し、社会ルールや倫理に基づき、職員に職員会議や研修等で周知をしています。遵守すべき法令等の正しい理解は、園を運営するに当たり重要であると考えており、特に、福祉関係の法令は遵守し、保育と直接の関係が薄い法令についても外部の有識者から指導を仰いでいます。園長は、法令について理解を深め保育に生かしています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	Ⅱ-1- (2) -① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
評価結果 A	

評価の理由

園長は、理念や基本方針を具体化する観点から、保育の質の向上に関する課題を把握し、改善に向けた取組を行っています。職員一人ひとりの資質向上に意欲を持ち、個別面談等を通じて自己を振り返る機会を提供し、次年度の各自の目標設定につなげています。年間の研修計画に基づき、園内研修・外部研修に参加させています。受講後は研修報告を職員会議時に行い、研修の詳細資料は職員が把握できるようファイルにして情報の共有化を図っています。共有した研修内容は、各クラスで工夫して現場で活用しています。

【13】	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
評価結果 A		

評価の理由

園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、労務・財務等を踏まえた分析を行い、理念・基本方針の実現に向けて、指導力を発揮しています。業務の実効性の向上については、職員の意識を形成するため、入職時には新職員用のマニュアル及び必要書類を配付して説明を行っています。人員配置を基に、ソフトや体制を調整し働きやすい環境整備を行っています。組織及び職員が不正・不適切な行為を行わないよう周知徹底し、疑問等があった場合は十分に話し合っています。園長は、他施設での不正・不適切な事案を題材とした研修を実施する等、職員会議や申し送り会議等で指導しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A		

評価の理由

必要な福祉人材の確保に関する方針を定め、ホームページ上での発信やハローワークへの求人掲載等、様々な手段を講じて取組んでいます。職員配置は、経験年数や各職員の特性・能力等を見極め、適切に行うことで定着につなげています。職員の長期休暇については、派遣職員を確保する等、計画の上、配慮しています。また、アルバイト勤務から入所が決まる等、実地体験から採用に至るケースもあり、実習生の受入れを積極的に行っています。職員の定着率の向上のため、家賃補助を行う等、働きやすい環境の構築に取り組んでいます。

【15】	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている
評価結果 B		

評価の理由

保育士として必要なスキルや自己管理能力等、「期待する職員像」については、「新職員の皆様へ」の別紙、「勤務するにあたって」の1項に「勤務姿勢について」を明示しています。園としては、理念に示された言葉が真の「期待する職員像」であると考えています。人事基準が明確に定められ、職員に周知されていますが、「評価の見える化」が求められます。職員の専門性や成長を評価し、納得できる評価制度を構築することで、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組み作りが今後の課題となると思われます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
評価結果 B	

評価の理由

有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する等、職員の就業状況を把握しています。時間外労働の削減については少しずつ改善を進め、社労士等のアドバイスを受け、働きやすい環境作りに取り組んでいます。職員の都合や事情による働き方への要望・提案はオープンに受け止め、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。有給休暇の取得、職場の雰囲気・人間関係のバランス、産休・子育て期間の協力体制等や、出勤時間とプライベートの時間のバランス等、組織の魅力を高め働きやすい職場作りを目指しており、今後も職員との連携に努めていきたいと思っております。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

保育士として必要なスキルや自己管理能力等の「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。目標管理については、年度初めに自己目標を設定し、中間で進捗をチェックし、年度末に自己評価を行い、課題があれば次年度に組み込む流れとなります。しかし、職員面談については、保育の質の向上を目指すためのものですが、来年度の個人的計画・クラス希望・法人内の異動等についての情報収集の部分が少し大きくなっています。個人面談での話し合いの考え方を明らかにし、目標達成度の確認も行っていかれることを期待します。

【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

当園が目指す保育を実施するため「期待する職員像」が定められ、業務マニュアルにおいて明確にしています。年間研修計画に基づき、キャリアアップ研修等の外部研修への参加を推奨し、職員の質の向上を図っています。園内研修として、クラスリーダー向けにピアノ研修を毎月設けています。外部研修については参加時間（勤務時間内）や費用（園負担）についても配慮しています。年度当初に作成した研修計画に加え、市や区から発信される研修について参加希望を取り、参加できる環境を整えています。研修計画は定期的に評価と見直しを実施しています。研修に参加した職員は研修報告書を作成し、全職員が情報共有できる体制とし、必要に応じて園内で伝達研修も行うようにしています。

【19】	II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A		

評価の理由

個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等は、園長が把握しています。研修情報は、自由に閲覧できるよう職員の見やすい場所に置き、希望者は研修内容に応じて申し込み、受講の可否を決定しています。外部研修への参加で、保育現場に影響しないようシフト調整も行います。研修の結果は研修報告書にまとめて回覧し、必要に応じて園内研修で報告する等、知識・技術の共有を図っています。新任職員のOJTに関しては、経験や指導に適している職員のクラスに配置しています。保育に必要な情報を含め、日々の保育の中から必要なスキルを伝え、保育士として順調なスタートを切れるようサポートしています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 A		

評価の理由

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてはマニュアルが整備され、基本姿勢を明確にしています。法人系列の聖保育園と共通認識を持ち対応しています。保育を志す実習生にとって、保育園が重要な学びの場であることを十分に理解し、丁寧な対応を心がけています。実習では、実習担当を定め、養成校の希望するカリキュラムに合わせて実習を実施しています。実習期間は毎日反省会を行い、最終日に意見交換の機会を設け、実習生の役に立てると共に園としても改善の材料として活用しています。

II-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A		

評価の理由

ホームページ等の活用により、園の概要・保育理念・保育方針・保育目標等を適切に公開しています。また、法人の決算情報に加え、保育の特徴・取組んでいる保育・施設案内（平面図）・1日の流れ・所在地等についても分かりやすく公開しています。今回の福祉サービス第三者評価の受審結果も透明性を確保するため公表する予定でいます。地域に根ざした保育園であり町内会へ加入し、町内会々員との交流・園の運動会への関係者の招待・地域の夏祭りへの参加・町内会の方に法人理事の依頼等、園情報の周知を含めて地域と交流を行っています。

【22】	II-3- (1) -②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A		

評価の理由

福祉サービスを提供する主体として、公正かつ透明性に高い経営・運営のための取組を行っています。事務・経理・取引等に関するルールは経理規程に記載し、高額な購入に関しては相見積りを取り、反社会的な機関と取引はしないことを明記しています。園長が事務関係全般の統括責任者・財務及び出納管理責任者と定めています。取引等は園長の指示の下、主に事務職員がその役割を担っています。幼・保専門の会計事務所による監査支援や必要に応じての助言を受け、適正な運営に努めています。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II-4- (1) -①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

子どもが地域の人々と交流を持つことは大切な取組テーマと考えています。地域と保育園の関わりについては新旧問わず、つながりを大切にし、散歩時には地域の方との挨拶は必ず行うようにしています。地域主催のイベントや行事等にできるだけ参加するようにしています。町内会関係では法人として町内会費を支払い、祭りへの協力等を行っています。秋のお祭りには、新人職員が提灯を持つ等、参加し交流を図っています。地域にある公共施設との連携では消防署の見学や、消防署による避難訓練の指導等も受けています。

【24】	II-4- (1) -②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 B		

評価の理由

ボランティア受入れのマニュアルを整え、職業体験の中学生を受入れる等、学校教育への協力を行っています。コロナ禍の期間はやや減少しましたが、中学校から希望があれば受入れています。ボランティアに対しては、子どもとの交流を図ることを踏まえて事前にオリエンテーションを行っています。また、コロナ禍で途絶えていた以前からのボランティアには連絡を取り、再開を企画しています。ボランティア活動は地域社会と保育園をつなぐ柱の一つと考え、大切な交流と位置付けて取組んでいただきたいと思います。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

評価の理由

当該地域の必要な社会資源を明確にし、関係機関・病院関係・有事関係等を明示したリストを作成し、常に連絡が取れるようにしています。関係機関としては横浜市・港北区・横浜市北部児童相談所等、病院関係や消防署・警察等の連絡先を記載し活用しています。また、地域にある病後児保育の施設についても情報を発信しています。特に、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応については、区役所・児童相談所へ連絡・連携が図れる体制が整えられています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 B	

評価の理由

変化していく地域の福祉ニーズ等の把握は、基本的には港北区園長会議や社会福祉協議会（民生委員）等の福祉団体からの確認で行っています。地域に密着した情報については、第三者委員である民生委員・児童委員との意見交換や交流の場を通じて把握に努めています。公園で現地集合しての交流会や屋上園庭の開放等により、地域の方々との遊びの場面等で聞く機会を得ています。地域の相談に応じる機能は有しておらず、今後の課題になります。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 B	

評価の理由

地域資源の一つとしての立場を意識して、園としてできること・やるべきことに取組んでいます。地域貢献に関わる活動では、「わくわく子育て広場」等で育児相談を行った実績があり、他園でのイベントでの交流を通して、地域コミュニティの活性化にも貢献していました。コロナ禍で自粛していましたが、今後は再開する予定でいます。園庭開放等で保育園の存在をアピールし、在園児家庭の子育て・育児についての心配事等に耳を傾け、保護者の気持ちに寄り添えるよう努めています。引き続き、地域の子ども育成や地域コミュニティの活性化に取り組んで行くことを期待します。

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ-1- (1) -①	子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

保育理念や保育方針を基に、子どもを尊重した保育の実施として保育目標を定め、①「正しい生活習慣を身に付ける」②「優しい心と思いやりの心を育み、友だちと上手に遊べるようになる」③「善悪の判断ができるようになる」④「人に迷惑をかけないようになる」⑤「リーダーシップをとれるようになる」⑥「限られた資源を大切にすることを学ぶ」の6項目を明示しています。併せて全国保育士会倫理綱領を尊重し、全職員で理解・実践を心がけています。また、基本的人権を尊重し、性差・人種・文化等に関する先入観を排し、互いを尊重する心を育てる保育を実践しています。

【29】	Ⅲ-1- (1) -②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
評価結果 A		

評価の理由

社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した服務規程等に、子どもと保護者のプライバシーを徹底して守るよう定め、実施しています。職員への指導としては、年度初めに会議を持ち、特に守秘義務については再確認しています。保護者に対しては、重要事項説明書の中に個人情報について記載しており、入園時に同意の署名を得ています。保育中は、子どもたちの羞恥心に配慮し、オムツ交換・着替え時には他者の目に触れないようカーテンで仕切る等の環境設定を行っています。個人情報が記載された書類等は鍵のかかるロッカーに保管し、管理責任者は園長としています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	Ⅲ-1- (2) -①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A		

評価の理由

利用希望者が保育園を選択するために必要な情報は、ホームページに掲載し、園の概要・特徴等を紹介し、園の取組を配信しています。港北区の保育園案内にも園の情報が掲載されています。職員体制・提供する保育の内容等を記載した重要事項説明書にも情報を提供しています。利用（入園）希望者を対象に施設見学を実施し、園のしおりを配付して、保育理念・保育方針についても説明しています。また、園児の様子写真や映像等も提供し、視覚的にも伝わりやすいよう工夫しています。

【31】	Ⅲ-1- (2) -②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A		

評価の理由

保育の開始・変更時の説明と同意については、保護者の意向を念頭に置いて対応しています。入園が決まった保護者には、入所前説明会を行い、合わせて入園前健診を実施しています。その際に保護者からの意向・要望等を聞くと共に、園としても子ども・保護者・家庭の状況を詳しく聞き取り、保育内容・給食・行事などについて詳しく説明しています。重要事項説明書等を基に説明し、同意書での署名押印をもらっています。特に配慮が必要な家庭に対しては、個別に丁寧な説明を行い、理解をいただくようにしています。

【32】	Ⅲ-1- (2) -③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 B		

評価の理由

保育園等の変更において、子どもへの保育の継続性を損なわないよう配慮した対応をしています。保育園の変更にあたっては、個人情報保護の観点から基本的に情報を転園先等に知らせることはなく、必要な場合には保護者もしくは行政経由で行い、文書を渡すことはしていません。保護者等が相談する際の窓口は園長としています。相談者の対応については、在園中のみに限らず、転園・退園した園児がいつでも相談に来られるような受け入れ態勢としていますが、一律に文書で知らせることは行っていません。今後、文書等でも周知を行う等、体制作りに期待します。

(3) 利用者満足の向上に努めている

【33】	Ⅲ-1- (3) -①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

「心と身体の自立を促す保育」の保育方針に沿い、子どもとの関わりを大切にしています。子どもの満足の把握については、日頃の保育を通して、子どもが自分らしく過ごすことができているか一人ひとりの声に耳を傾け、保育士自らが把握しています。保護者については、日頃の送迎時の対話・行事後のアンケート・保護者説明会への出席（園長・主任保育士が担当）等で利用者満足の把握を行っています。日頃からコミュニケーションを密に取るように努め、ゆっくりと対話を必要とする場合は個人面談を設ける等、丁寧に対応しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	Ⅲ-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 A	

評価の理由

苦情対応マニュアルを備え、それに基づいて対応しています。苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）が整備され、仕組みが確立しています。重要事項説明書に、苦情相談窓口として責任者・担当者・第三者委員の氏名を記載し、保護者に周知しています。また、玄関入口には意見箱を設置し、無記名で苦情を申し出しやすいよう配慮しています。受け付けた苦情に関しては記録を残し、解決に向けて対応策を図るようにしています。苦情申し出の園児・保護者等のプライバシーに十分配慮しながら職員間で情報を共有し、対応策を講じ組織として改善に向けて取り組んでいます。

【35】	Ⅲ-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
評価結果 A	

評価の理由

保護者とは日頃の会話等を大切に、必要に応じて相談ができ意見が述べられる環境作りをしています。保護者とは送迎時に毎日顔を見てコミュニケーションを図り、意見を出しやすい関係作りに努め、連絡帳のやり取りや情報交換を心がけています。また、相談内容によっては必要に応じて個室に案内し、プライバシーを守った上で話を聞くようにしています。意見箱を設置しており、無記名でも要望を出せるように配慮しています。解決まで時間を要する事案に関しては、その旨を伝え、途中経過を報告するようにしています。苦情解決マニュアルは定期的に見直しをしています。

【36】	Ⅲ-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
評価結果 B	

評価の理由

日々の保育の提供において、職員は日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。日頃の送迎時や連絡帳で子どもの様子や体調の変化等を丁寧に伝え、コミュニケーションを密に取るよう努めています。また、園との対話会・意見箱の活用・第三者委員への相談体制の仕組みの配付と掲示等を行っています。保護者等から出された意見については、会議や職員の日常の話の中で早期解決するようにし、解決できなかった場合は速やかに解決に向けたアクションを取るようにしています。それと同時に保育の質の向上や、運営の改善にも生かしていただきたいと思っております。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	Ⅲ-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
評価結果 A	

評価の理由

事故発生時の対応と安全確保について、責任・手順等を明確にし、職員に周知しています。園内のリスクマネジメントに関しては、ヒヤリハットの検討会で共有しています。主任保育士を責任者とし、事故発生時の対応はフローチャートを作成し、事故やケガの発生から報告・受診・経過観測までの一連の流れを示しています。ヒヤリハットや事故報告は、リスクマネジメント委員が収集し、再発防止対策の検討を行います。嘔吐処理や心肺蘇生法の園内研修も実施しています。散歩マニュアルにおいては、散歩コースの危険箇所のチェックが行えるよう整えています。

【38】	Ⅲ-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症が発生し、蔓延しないように、衛生管理を適切に実施すると共に、感染症の予防に努めています。職員が感染症について正しく理解し対応が取れるよう園内研修で知識の共有を図っています(感染症に応じた消毒方法、嘔吐物の処理の仕方等)。子どもが手に触れる机・椅子・玩具など、毎日清掃・消毒し安全確保に努めています。保健日よりでは、感染症についての情報に加え、手洗い・うがいの励行等を分かりやすくまとめ、保護者へ発信しています。また、感染症予防対策としてジアミスト(次亜塩素酸水噴霧器)を導入しています。

【39】	Ⅲ-1- (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている
評価結果 A	

評価の理由

防災管理者を定め、毎月1回以上の避難及び消火・救出等必要な訓練を実施し、水消火器訓練も行っています。地震・火災を想定したものに加え、鶴見川の洪水等の風水害が起きた時の避難方法等も確認しています。訓練計画を立て、訓練は記録に残し、実施後報告を消防署に届け出る等連携を取っています。災害時の対応については、職員一人ひとりの役割を決め、全職員で対応しています。食料・ミルク・水やオムツ等の備品類の備蓄をし、チェックリストの作成により定期的に管理をしています。総合避難訓練時に、保護者へのテスト配信を行い、通知の開封確認や引き取りを想定した訓練等を行い、災害時に備えています。業務継続計画も作成しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
評価結果 A	

評価の理由

標準的な実施方法として、業務マニュアルを作成し、適切に文書化され職員に周知しています。子どもの人権尊重・プライバシーの保護・権利擁護等に関わる姿勢が明示されています。また、業務マニュアルは、標準的な実施方法であることを理解した上で保育実践が画一的にならないよう工夫し、子ども一人ひとりの成長や個性や家庭環境等に応じて、柔軟に対応できるように職員に周知しています。業務マニュアルはクラス単位に置き、職員が必要に応じて閲覧できるようにしています。また、日常的にマニュアルを利用し、クラスリーダーを中心に保育の研鑽を図る資料として活用しています。

【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

評価の理由

理念や保育方針の考え方を視点に保育実践を振り返り、業務マニュアルは、プロジェクト会議（園長・主任会議）で見直し・修正しています。また、マニュアルの改訂に伴い、指導計画に変更が必要な場合は、職員会議等で変更・周知しています。年次指導計画・月次指導計画は、会議で職員の意見が反映され検証・見直しが定期的に行われています。その時々で起こった問題や社会の情勢等、子どもに関する事情が変化する都度、また職員や保護者からの意見・提案があった場合も検証・見直しを行います。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
評価結果 A	

評価の理由

指導計画は各クラスの担任が作成し、主任がチェックし、園長が責任者として確認し適切に指導しています。入園前面談や日々の保育や連絡帳等から一人ひとりの心身の状態を把握し、それを園児の現在の心身の状況に応じて、クラス会議にて分析します。多方面からの分析が必要な場合には、毎月の職員全体会議でケースカンファレンスを行い、解決ができるようにしています。その会議の中で療育センターや児童相談所に相談する必要性の有無についても判断しています。日誌・週次計画・月次計画は、その都度、評価・反省し次の期に生かしています。保護者の心身の状況や保育士との関わりは、成長記録の「家庭との関わり」欄に記録しています。

【43】	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A		

評価の理由

保育所保育方針に基づいて指導計画が作成されています。子どもの成長や育ちに合った指導計画を作成しています。年間指導計画は期ごとに、月間指導計画は月末に、週次計画は週末に反省と見直しを行い、評価した結果を次に生かせるよう記録しています。見直しを行った指導計画の内容は、毎月の職員全体会議やクラス会議で報告しています。月次計画や週次計画等は、子どもの様子や健康状態に合わせて、責任者である園長に確認し変更を行っています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 B		

評価の理由

個別指導計画や個人記録を通じて職員間で情報共有しています。子どもの発達や生活の状況は、成長記録・児童票・児童生活表・緊急連絡票等、統一の書式で情報を確認することができます。成長記録に園児一人ひとりの情報を記録し、支援を必要とする子どもには個別指導計画を作成しています。子どもや保護者の様々な情報に関しては、先ずクラスの担任間や様々なクラスを支援する可能性のある主任との共有、そして必要に応じて園長・栄養士・全職員との共有をしています。共有方法は、口頭や記録（各クラスの引継ぎ書、会議録、各クラスの様子、ICT ツールや共有サーバー）で行っています。今後、ICT ツールの活用の一考を期待します。

【45】	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 A		

評価の理由

個人情報保護法に基づき、記録の管理・保管・保存・廃棄は、計画策定マニュアルに明記し、職員に周知しています。子どもに関する記録は、鍵付き書棚に個別ファイルにて管理・保管し、情報漏えい防止に努めています。卒園後は保管用倉庫（レンタルスペース）で6年間保存しています。これらの全てにおいての責任者は園長となっています。保護者は、入園時に動画及び写真の取り扱いや園内外の氏名の取り扱いなどに関する「個人情報取り扱い同意書」及び病院受診等の緊急時に関する「個人情報使用同意書」に署名し提出しています。また、全職員は入職時に「誓約書」に署名し、職務上知り得た利用者に関する情報については、在職中はもとより退職後においても他に漏らさぬよう守秘義務について徹底しています。

A-1-(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
評価結果 A		

評価の理由

全体的な計画は保育園の生活を通して総合的に展開されるもので、「子ども主体の保育と生活習慣の調和がとれた保育の融合」を目標に編成しています。最初の全体的な計画策定に当たっては、指導書にある児童憲章や児童の権利に関する条約等の趣旨を前提に、法人の理念・基本方針を加味して原案を立案し、職員の意見を集約し責任者である園長とリーダー職員で作成しています。この第1回目に策定した全体的な計画をベースに、毎年、内容の評価・見直し・修正を行っています。小学校教育につながるアプローチプログラムや集団としての在り方も大切に考えています。園の特徴であるキリスト教の行事に因んだ2月のバレンタインのチョコ作り等も加えています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
評価結果 A		

評価の理由

保育室の温度・湿度・採光等の環境は、横浜市の推奨に沿って調整しており、空気清浄機等を利用し、常に快適な室内環境を保持しています。0歳児の部屋は床暖房が設備されています。ウォールカーテンを利用した採光の調整や、その場に適した音量を常に考え、窓を閉める等近隣にも配慮しています。用具や玩具等は子どもが触れる箇所は毎日消毒・清掃を行い、玩具の不備等安全確認を行い、保育室・手洗い場・トイレ等は生活に相応しい場として清潔・安全な環境になっています。睡眠時に使用する布団・シーツ等の衛生管理にも注意を払っています。

【A3】	A-1- (2) -②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
評価結果 A		

評価の理由

入園前の保護者面談、家庭への聞き取り、子どもの健康診断結果や毎日の視診を行いながら子どもの発達状況や家庭環境を把握するようにしています。また、日頃の保育において、一人ひとりの個人差や個性を理解するよう努めています。子どもの受容については、家庭の事情も共有し、その子の表現方法があるまま受け止めています。子ども一人ひとりのペースを把握し、子どもが主体的・意欲的且つ自発的に行動ができるよう声かけを行うと共に、その子の状態を受入れ、見守ることを大切にしています。2歳児迄は個別指導計画を策定しています。急かす言葉・制止させる言葉・否定言葉を不必要に用いないようにし、子どもの気持ちを大切に保育実践に努めています。

【A4】	A-1- (2) -③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A		

評価の理由

子ども一人ひとりの発達に合わせて、個人差を考慮した上で生活に必要な基本的な生活習慣（食事、睡眠、排泄、着脱、清潔）を身に付けられるよう保育を実践しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、自分のできることの達成感や自信が持てるよう援助しています。トイレトレーニングでは急がず見守りながら個々の成長に応じた対応・支援を実践し、オムツが少し濡れたがトイレに座らせたら出た、おむつは濡れていなくトイレに座らせたら出た、この両方とも“はなまる”で保護者に伝え、喜びを共有しています。一人ひとりの子どもの主体性を尊重しています。

【A5】	A-1- (2) -④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 A		

評価の理由

デイリープログラムが決まっており、1日の始まりは「朝の会」前の体操から始まります。朝の会や活動の前に子どもたちに、遊びの中に学びがあることを念頭に、その日に取組みたいことや遊びたい玩具等を聞き、自分で選び、取り入れるようにしています。1歳児と2歳児、3歳～5歳児は、一緒に活動している他、朝夕の合同保育や散歩等、異年齢で過ごす時間を多く設けています。戸外では最低1時間は遊ぶことも決めています。自然と触れ合う機会が多く、散歩時に地域の方と挨拶することで交流を図り、交通ルールを学ぶ等の経験ができています。また、当番活動・異年齢児保育を通して人との関わりやルールが身に付くよう支援しています。

【A6】	A-1- (2) -⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

乳児保育（0歳児）については、安心して心地良く生活できる床暖房等、環境を整えた部屋で、生活リズムを大切に保育を実践しています。緩やかな担任制をとっており、細やかな配慮ができる職員が担当し、愛着関係を築くことで子どもが安心・安定して過ごせるようにしています。月齢の低い乳児が入園した際は、朝寝の時間を設定しています。保育室の中にサークルを置き、高月齢の子どもと危険が無いように配慮しています。調乳の作業も発生するので調理室を活用しています。0歳児は発達が著しく、個人差が大きい時期であり、クラスの職員が連携し子どもの状況に応じた保育を行い、家庭との連携も密にしています。

【A7】	A-1- (2) -⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

3歳未満児（1・2歳児）の年齢は自我が芽生え、形成される時期であることを踏まえ、保育のねらいを生活面での身体・気持ちの成長に置き、やりたいことができる環境作りが大切と考え実践しています。保育室には複数の玩具を用意し、子どもたちが自分でやりたい遊びや玩具を選んで遊べるように環境設定しています。一人ひとりの活動から集団の活動へ移行する中で、自ら意欲的に取組み健やかな心と身体を育んでいます。コーナー遊びでは、毎回子どもの意向に沿った遊びを行い、2歳児から粘土遊びも始めています。3歳未満児は、生活習慣の自立や言葉の理解等を学び、様々な遊びを始める時期であり、事故防止にも努めています。

【A8】	A-1- (2) -⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

3歳以上児の保育は、養護と教育が一体的に展開されることを念頭に年次計画に基づき、年齢に合った活動に取り組みながら、園の教育が小学校以降の生活につながるよう計画しています。3歳児は、一人ひとりの欲求を満たすことのできるよう、保育士が相手の気持ちに気付き、思いやりの気もち等が育まれるように関わっています。4歳児は集団遊びや当番活動・グループ活動等を取り入れながら、友だちと関わる機会を積極的に設けています。5歳児は、遊びや行事の中で、子ども同士が意見を出し合いながら協同的な活動を行っています。アプローチ・カリキュラムは4月～7月にスタートし、なかよしタイムの「なかよし、わくわく、ぐんぐん」を合言葉に、入学後のスタート・カリキュラムにつなげる活動を展開しています。

【A9】	A-1- (2) -⑧	障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

園では障害のある子どもを積極的に受入れています。施設はバリアフリーになっており、障害者トイレも完備しています。障害のある子どもについては個別指導計画を作成し、安心して生活ができる環境を整備する等、保育の内容や方法に配慮しています。必要に応じてケースカンファレンスを開催し、担当職員が孤立することの無いよう園全体で支える仕組みを整えています。また、保護者の保育参観や個人面談も行い、横浜市総合リハビリテーションセンター等の関係機関と連携を図りながら、保護者の気持ちに寄り添えるよう努めています。障害児について、3歳児以上の子どもには伝え、インクルーシブ保育を行い、できることを示してあげています。

【A10】	A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

1日の生活を見通して、その連続性に配慮した子ども主体の計画性を持った取組となっています。子どもたちが自分のやりたい遊びを選択できる環境を整え、家庭的な雰囲気の中で安心して楽しく過ごせるように配慮しています。異年齢の関わりを大切にし、安全に配慮した環境を整えています。1日は長いので、静と動、休憩のバランスを大切にし、伝達事項は申し送りノートに記載し、遅番の職員はノートに目を通してから保育に入っています。18時以降は合同保育、19時～19時30分までの子どもは間食または夕食を、19時30分以降の子どもは夕食を提供しています。土曜日は、法人系列の聖保育園と合同保育を最大18時30分迄実施しています。

【A11】	A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
評価結果 A		

評価の理由

小学校との連携や就学を見通した年次計画を立案し、小学校生活へのお手伝いを第一に考えて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。小学校以降の生活に見通しが持てるよう、時間を意識することや活動・準備・生活習慣等、無理のない範囲で園活動に取り入れています。5歳児は1月からは午睡をせず、就学へ向けて子どもの負担軽減を図りながら、段階を踏んで保育を行っています。また、幼保小実務担当者会議で小学校教員との意見交換や研修、就学に向けた連携や交流を図っています。保護者と共有する必要がある情報・内容については、個人面談や保育参観・懇親会・クラスだより等にて周知しています。年長児の担当が保育所児童保育要録を作成し小学校と情報を共有しています。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている
評価結果 A		

評価の理由

子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。毎月の身体測定や1日1回以上の着替えて、全身のチェックを行っています。保健計画は、園の保育方針や感染対策等から1年間を4期に分けて計画・立案しています。健康に関する情報は入園のしおりや入園説明会等で説明し、新たに必要の方針や取組があれば情報を提供しています。看護師が保健だよりを年2回作成し、健康に関する方針を伝えています。布団は洗える布団を採用しています。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、0歳児5分・1歳児は10分ごとにブレスチェックを行い、睡眠チェック表を記入しています。SIDSの危険性については、年度初めの懇談会で周知すると共に取組の徹底をお願いしています。

【A13】	A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
評価結果 A		

評価の理由

園では、内科健診（年2回）、歯科健診（年2回）を実施しています。健康診断・歯科健診の結果は健康手帳に記入し、保護者に伝えています。情報は職員間で共有し、結果に応じて担任から個別に保護者に説明し、かかりつけ医に受診を促しています。健康診断・歯科健診の結果が家庭での生活に生かされ、健康支援等に反映されることで保育に有効になるよう取組んでいます。健診結果について質問や疑問がある際は、遠慮なく看護師に伝えてもらうよう周知しています。健診結果はクラス担任以外の職員も把握できるよう、全体会議や保健会議で周知しています。

【A14】	A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
評価結果 A		

評価の理由

アレルギー疾患については、厚生労働省「保育所におけるガイドライン」の内容を理解し、慢性疾患等のある子どもに対しては、医師の指示に基づき適切に対応しています。除去食については、給食・保健会議において、翌月の献立で除去食の有無、除去品の代替食を確認しています。除去食対象児童への提供方法として専用の食器を使用し、食事の提供まで職員間で3回の確認を行い、誤配・誤食の無いよう十分に注意しています。職員はアレルギーや慢性疾患について園外の研修で必要な知識・情報を習得しています。エピペンの講習を受けた職員が研修報告書を作成し、園内での情報共有・実践研修に努める等、全体周知を図っています。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている
評価結果 A		

評価の理由

年間食育計画を立案し、給食で使用する食材に触れることにより、食べ物への関心を高めています。安全で確かな食材を使った食事を提供し、楽しく食べることを大切にしながら食育に取り組んでいます。自園調理による給食・おやつを提供をしています。また、プランターで夏野菜を育て給食の食材に活用したり、食物の成長・絵本の読み聞かせ等を通じて、食べ物の大切さや食べることの大切さを伝えています。3歳～5歳児は給食当番の子どもたちが配膳の手伝いを行い、食後は全員が自分の食器を片付けています。子どもの食生活や食育に関する取組について、年4回給食だよりを配信する等、家庭と連携しています。

【A16】	A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
評価結果 A		

評価の理由

毎月違う工夫した献立は、前月に栄養士が作成しています。全国の郷土料理や外国料理・行事に関する食材を取り入れたメニューを作成し、七夕やクリスマス等には行事食を給食献立に取り入れています。食材は信頼できる地元業者等から仕入れ、米・肉・魚介類・野菜等、安全・安心な食事が提供できるように努めています。残食の調査記録や検食簿等の記録をまとめ、時間・温度管理等の適切さを園長含め確認しています。検食サンプルは2週間分保存しています。また、衛生管理マニュアルを基に、厨房内の衛生管理が適切に行われています。

内容評価 A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
評価結果 A		

評価の理由

年度当初の入園説明会・クラス懇談会・個人面談・毎月発行の園だより・各行事のお知らせ等を通して、保護者に保育の意図や保育内容の理解を得よう努めています。保護者参加型の行事、クラスだより等により子どもの成長を保護者と共有しています。保護者の給食体験のため、保育参観時に給食の一口検食も実施しています。家庭や保護者に気になる様子があった場合や、心配な様子が見られる時は、成長記録や個人面談記録・ケース記録ファイルを作成する等、都度記録に残しています。園での園児の様子は、写真販売（はいチーズ!）等の利用も含めて家庭に伝えています。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
評価結果 A		

評価の理由

保護者と連絡を密に取り合うことで信頼関係を築き、相談支援が行える体制が整えられています。日頃の送迎時や連絡帳等で子どもの様子や体調の変化を伝えると共に、保護者の状況も確認するようにしています。園内に相談窓口を設置し、いつでも保護者からの相談に応じる体制を整えています。就労事情に配慮して、保護者が就労中でも参加が可能なオンライン個人面談を設けています。担任以外の職員に相談した場合でも担任職員へ口頭で伝達します。毎日の引き継ぎで園児の様子や家庭の様子を園全体で把握し、面談記録を付けることでスムーズに伝達が行われ、保護者の安心につながるよう努めています。

【A19】	A-2- (2) -② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている
評価結果 A	

評価の理由

虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。会議等で「児童虐待防止・対応及び早期発見マニュアル」の確認を行い、職員間で確認し合っています。また、毎日の視診や保護者との会話を大切に、家庭での状況を把握できるように努めています。毎日の着替えや身体測定の際に全身のチェックを行い、虐待の兆候がないか注意深く確認しています。早期チェックリストに2つ以上の項目が該当する場合や、少しでも疑いのある傾向が見られた際は直ぐに園長・主任へ報告し、必要に応じて関係機関との連携を図っています。

内容評価 A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている
評価結果 B	

評価の理由

日誌・週案・月次計画にて評価・反省欄の記入による自己評価を実施しています。各クラスにて振り返りを行い、クラス職員間や乳児・幼児担当職員間、園長による考察等、自己評価と共に他者評価も重視しています。職員には定期的に法人や園による自己評価表が配付され、園長との面談を通して自己評価を基に自分自身を振り返り、課題や反省点の見直しを行っています。個々の様子に合わせた対応をし、安心して園生活を送れるよう日々考え、その都度、担任同士話し合いながら保育をすることができています。今後、自己評価等を踏まえ、一人ひとりがより学び、スキルアップや専門性の向上に努め、自分の意見が発信できる職場環境の整備を期待します。

利用者(保護者)アンケート調査結果

施設名：聖保育園第二

定員	49名
アンケート送付数(対象家庭数)	40人
回収率	75%(30人)

【利用者調査項目】

※上段人数、下段%で示しています

問1	この保育園のサービス内容について	知っている	まあ知っている	あまり知らない	知らない	無回答
問1-1	保育方針・保育目標を知っていますか	10人	16人	3人	1人	0人
		33%	53%	10%	3%	0%
問1-2	保育の内容について知っていますか	16人	14人	0人	0人	0人
		53%	47%	0%	0%	0%
問1-3	年間指導計画、行事計画について知っていますか	14人	12人	3人	1人	0人
		47%	40%	10%	3%	0%
問1-4	費用や園の決まり事について知っていますか	16人	11人	3人	0人	0人
		53%	37%	10%	0%	0%

問2	日常の保育について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問2-1	遊具や教材について	10人	17人	3人	0人	0人
		33%	57%	10%	0%	0%
問2-2	戸外遊びについて	12人	16人	1人	1人	0人
		40%	53%	3%	3%	0%
問2-3	季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられますか	20人	8人	2人	0人	0人
		67%	27%	7%	0%	0%
問2-4	健康作りへの取り組みについて	13人	15人	2人	0人	0人
		43%	50%	7%	0%	0%
問2-5	給食の献立内容について	26人	4人	0人	0人	0人
		87%	13%	0%	0%	0%
問2-6	お子さんは給食を楽しんでいますか	23人	7人	0人	0人	0人
		77%	23%	0%	0%	0%
問2-7	基本的な生活習慣の取り組みについて	17人	11人	1人	0人	1人
		57%	37%	3%	0%	3%
問2-8	保育中のケガ等に関する説明や対処について	11人	17人	2人	0人	0人
		37%	57%	7%	0%	0%

問3 保護者と園との連携・交流について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問3-1	送迎時の職員との会話や連絡帳、掲示物により1日のお子さんの様子がわかりますか	11人	12人	7人	0人	0人
		37%	40%	23%	0%	0%
問3-2	園の様子や行事に関する情報提供について	9人	12人	9人	0人	0人
		30%	40%	30%	0%	0%
問3-3	懇談会や個別面談等での意見交換について	7人	17人	5人	1人	0人
		23%	57%	17%	3%	0%
問3-4	相談ごとへの対応について	8人	18人	2人	2人	0人
		27%	60%	7%	7%	0%

問4 保育園の環境等について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問4-1	保育室、園庭について（清潔さ、掃除等）	18人	11人	1人	0人	0人
		60%	37%	3%	0%	0%
問4-2	外部からの防犯対策について	10人	17人	3人	0人	0人
		33%	57%	10%	0%	0%
問4-3	感染症の発生状況や注意事項の情報提供について	11人	16人	3人	0人	0人
		37%	53%	10%	0%	0%
問4-4	緊急時の連絡体制、周知、防災訓練等について	15人	14人	0人	1人	0人
		50%	47%	0%	3%	0%

問5 職員の対応について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
問5-1	職員はお子さんを大切にしてくれていますか	21人	7人	2人	0人	0人
		70%	23%	7%	0%	0%
問5-2	保護者に対する職員の対応や態度について	14人	14人	2人	0人	0人
		47%	47%	7%	0%	0%
問5-3	保育サービス提供方法の統一性について（どの職員も同じように保育をしてくれているか等）	11人	16人	2人	1人	0人
		37%	53%	7%	3%	0%
問5-4	お子さんは保育園で楽しく過ごしていますか	17人	11人	1人	1人	0人
		57%	37%	3%	3%	0%

問6 この園の総合満足度について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
この保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか		10人	18人	1人	1人	0人
		33%	60%	3%	3%	0%

事業者コメント

施設名 聖保育園 第二
施設長名 大山 房子

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

評価を受審してとても良かったです。

日々の仕事・スケジュールに追われて気が付かなかったことに指摘があり、今後の反省と計画に役立ちました。

《評価後取組むこととして》

1. 保育の質について、多くの方から高い評価を受けました。保育の中で受け継がれている軸を大切にしながら、時代の変化やニーズに合った保育を行っていきたいと考えています。
2. ただ単に遊ぶだけではなく、しっかりとしたカリキュラムに則った保育（養護と教育）を今後とも続けていきたいと考えています。
3. 給食では、彩り良く見た目からも子どもたちの食育に繋がるよう調理していきます。